

## 重要事項同意書

以下の事項を確認の上、各項目の確認欄に☑し、署名をお願いいたします。

| 同意事項 |                                                                                                                                                | 確認欄                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1    | 市は、教育・保育給付認定及び施設利用に必要な市区町村民税の情報（同一住所者を含む）及び世帯情報を閲覧します。また、その情報に基づき決定した保育料等について、利用（予定）施設等に対して提示します。                                              | <input type="checkbox"/> |
| 2    | 市は、申込の際に収集した個人情報について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条の規定により、関係機関に提供する場合があります。また、保育料等を滞納した場合は、それらの収納のため必要に応じて、収納情報などを利用（予定）施設等に提供する場合があります。 | <input type="checkbox"/> |
| 3    | 保護者は、保育料等を納期限までに必ず納付しなければなりません。                                                                                                                | <input type="checkbox"/> |
| 4    | 市は、保護者が保育料等を滞納した場合は、児童手当から徴収する場合があります。                                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 5    | 支給認定証は任意交付のため、保護者は、支給認定証を必要とする場合は申請をしなければなりません。                                                                                                | <input type="checkbox"/> |
| 6    | 保護者は、就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を市から求められた場合は、速やかに提出しなければなりません。                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| 7    | 保護者は、世帯構成（婚姻、離婚、祖父母等と同居となった等）、保育を必要とする事由（就労、疾病等）等、申込内容について変更が生じた場合は、直ちに市へ届け出なければなりません。                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 8    | 市は、申込内容の確認のため、保護者の職場や自宅へ電話で問い合わせ、または訪問調査する場合があります。                                                                                             | <input type="checkbox"/> |
| 9    | 市は、就労事由による申込であっても、次の場合は原則として認定できません。<br>・無給（専従者を除く）の場合<br>・賃金の支払いではなく、現物支給による場合<br>・成果物を、おもに自家用のために製作、栽培、飼育等している場合                             | <input type="checkbox"/> |
| 10   | 市は、保護者からの申込内容に虚偽があった場合は、保育所等への児童の入所決定を取り消すことがあります。                                                                                             | <input type="checkbox"/> |
| 11   | 児童（主に乳幼児）は入所後、希望する保育必要量にかかわらず慣らし保育が必要です。了承いただけない場合は保育所等の利用ができないことがあります。                                                                        | <input type="checkbox"/> |
| 12   | 保護者は、申込後に児童の入所について意思がなくなった場合は、速やかに、市へ取下げの連絡をする必要があります。                                                                                         | <input type="checkbox"/> |
| 13   | 市外へ転出が決まった場合は、状況（退園、利用施設の継続利用等）に応じた手続きが必要になるため、保護者は市へ速やかに、連絡をしなければなりません。                                                                       | <input type="checkbox"/> |
| 14   | 児童について、特別な理由なく2ヶ月以上登園がない場合は、退所となることがあります。                                                                                                      | <input type="checkbox"/> |

以上の事項について、同意します。

令和      年      月      日      保護者氏名 \_\_\_\_\_